

芦屋市条例第 1 5 号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年芦屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第 1 5 3 条 （略） 2 ～ 1 2 （略） 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 7 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u> については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機	(従業者の員数) 第 1 5 3 条 （略） 2 ～ 1 2 （略） 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 7 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、 <u>栄養士又は機能訓練指導員</u> については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により

改正後	改正前
能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17（略）	当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるとき は、これを置かないことができる。 14～17（略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。